

## 埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領のQ&A

Q1：補助技術者の人数は、なぜ1名なのか。

A1：2人以上では、役割や責任が不明確になるため1名としています。

Q2：技術者の途中変更は可能なのか。

A2：基本的には変更や取りやめはできません。（途中交代は死亡や退職等のやむを得ない場合を除き、原則認めません。）

やむを得ず、主たる技術者（ベテラン技術者）の変更が必要となった場合は、その技術者と同等（公告等で指定した）の技術力をもつ者を配置することになります。

また、やむを得ず補助技術者（若手技術者）を取りやめする場合は、複数配置は終了することになります。その際、補助技術者のコリンズ登録は抹消することとします。取りやめたことによる罰則規定はありません。

Q3：若手技術者を「工事現場に常時継続的に配置」とはどういうことか。

A3：若手技術者を工事現場に配置し、技術を継承することを目的としている制度ですので、若手技術者が常時継続的に現場へ配置されるように規定しました。

技術者は専任ではありますが、現場常駐に近い意味合いで用いています。

Q4：変更請負代金額が2500万円未満となってしまったがどうするのか。

A4：当初請負代金額で設定していますので、継続できます。ただし、2名とも専任であることに変わりありません。

Q5：主たる技術者（ベテラン技術者）が30歳で、補助技術者（若手技術者）が39歳でも可能か。

A5：可能です。